

7 文宗務第 3 7 0 号
令和 8 年 3 月 6 日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁宗務課長
前 田 幸 宣

宗務行政の適正な遂行について（通知）

各都道府県の宗教法人関連事務の御担当部局（以下「各都道府県宗教法人事務担当課」という。）におかれては、日頃より宗教法人に関する事務の適正な実施に努めていただいております、改めて感謝申し上げます。

今般、宗教法人の解散命令事由に関して司法の判断が示されたことを踏まえ、宗務行政の一層の適正な遂行を図る観点から、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言として、下記のとおり通知します。

また、文化庁では今般の司法の判断について、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て周知を行ったところですので、貴都道府県におかれても、所轄の宗教法人に対し同様の周知を行っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知については、日本司法支援センター（法テラス）を所管する法務省及び消費者政策を所管する消費者庁と協議済みであることを申し添えます。

記

宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 8 1 条第 1 項に規定する解散命令事由に関して、このたび、文部科学大臣が行った解散命令請求につき、令和 8 年 3 月 4 日に東京高等裁判所において、東京地方裁判所による解散命令決定を維持する決定（以下「東京高裁決定」という。）がなされました。このことを踏まえ、所轄庁として次のことに御留意願います。

令和 7 年 3 月 3 日最高裁判所第一小法廷決定（令和 6 年（許）第 3 1 号）【別添 1】では、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 7 0 9 条の不法行為を構成する行為は、宗教法人法第 8 1 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に違反」する行為に当たる旨判示され、東京高裁決定においても、この考え方は踏襲されています。

東京高裁決定では、同決定で解散を命じられた宗教法人の信者が、長期間にわたり、継続的に、同法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多大な

財産的損害、精神的犠牲を余儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穩を害する行為をしたとして、「宗教法人について」同号に規定する解散命令事由があるとの文部科学大臣の主張が認められたものと考えております。

また、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和４年法律第１０５号。以下、「不当寄附勧誘防止法」という。）の施行については、これまで事務連絡（令和５年１月６日付及び令和５年６月１日付）及び通知（令和５年４月３日付）によってお知らせしていたところです。この点、令和６年７月１１日最高裁判所第一小法廷判決（令和４年（受）第２２８１号）【別添２】では、同法に基づく法人等による寄附勧誘の際の配慮義務を参照した上で、宗教団体等への献金については、献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法である旨判示されました。

これらの裁判所の決定及び判決によって、宗教法人法第８１条第１項第１号に規定する解散命令事由の趣旨が一層明らかとなったところです。

多くの宗教法人では適正に管理運営がなされているものと認識しておりますが、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、不当寄附勧誘防止法に基づく寄附勧誘についての配慮義務・禁止行為に違反する法人等に対する各種の行政措置の有無等をはじめ同法の施行状況を注視しつつ、個人情報に配慮しながら、消費生活センター（注）や日本司法支援センター（法テラス）の担当部署やその他各種の相談機関との連携協力をする等、日頃から可能な限り宗教法人に関する情報の把握に努めていただきますようお願いいたします。

仮に、所轄する宗教法人に、不当な寄附の勧誘をはじめ、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為又はその疑いが認められるときには、当庁との緊密な連絡の下、必要に応じ関係機関とも連携協力し、宗教法人法に基づく解散命令請求の検討も含め、厳正かつ適切に対処いただきますようお願いいたします。

注 情報の利活用については各消費生活センター等の取決めに従ってください。

(本件問合せ先) 文化庁宗務課 電話：03-5253-4111 E-mail：syuumu@mext.go.jp

(出典) 裁判所HPより。本文中の枠囲みは文化庁宗務課。

令和 6 年 (許) 第 3 1 号 過料決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
令和 7 年 3 月 3 日 第一小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第 1 抗告代理人福本修也、同鐘築優、同堀川敦の抗告理由第 1 について

1 記録によれば、本件の経緯等は次のとおりである。

(1) 宗教法人法 (以下「法」という。) 8 1 条 1 項は、裁判所は、宗教法人について同項各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁の請求等により、その解散を命ずることができる旨を定め、1 号において、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。」と規定する。そして、法 7 8 条の 2 第 1 項は、所轄庁は、宗教法人について同項各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、法を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求めることができる旨を定め、3 号において、「当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。」と規定する。

(2) 宗教法人である世界平和統一家庭連合 (以下「本件法人」という。) の所轄庁である文部科学大臣は、本件法人の信者らが行った本件法人への献金の勧誘等が民法 7 0 9 条の不法行為を構成するとして当該信者らの損害賠償責任を認めた 2 2 件の民事訴訟の各判決が存在することなどを踏まえて、本件法人について法 8 1 条 1 項 1 号に該当する事由がある疑いがあると認め、令和 4 年 1 1 月から令和 5 年 7 月にかけて、7 回にわたり、本件法人に対して法 7 8 条の 2 第 1 項に基づく報告を求めた。しかし、本件法人は、報告を求められた事項の一部について報告をしなかった。

文部科学大臣は、同年 9 月、東京地方裁判所に対し、本件法人が上記の報告をしなかったことは、宗教法人の代表役員等を過料に処する場合について定める法 88 条 10 号に該当するとして、本件法人の代表役員である抗告人を過料に処すべきとする通知をした。

東京地方裁判所は、令和 6 年 3 月、抗告人を過料 10 万円に処する旨の決定（原々決定）をした。

2 原審は、民法 709 条の不法行為を構成する行為は、法 81 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たると判断した上で、上記各判決の内容等からすれば、文部科学大臣が本件法人に対して法 78 条の 2 第 1 項に基づく報告を求めた時点において、本件法人について法 81 条 1 項 1 号に該当する事由がある疑いがあったと認められ、文部科学大臣が上記の報告を求めたことは適法なものであったなどとして、原々決定に対する抗告人の抗告を棄却した。

3 所論は、民法 709 条は、一定の行為をした者が損害賠償責任を負う旨を定めるにとどまり、当該行為を禁止する旨を定めた規定ではなく、同条の不法行為を構成する行為は同条違反の行為ではないのであって、これが法 81 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することはできないなどとして、原審の上記判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反がある旨をいうものである。

4 しかしながら、民法 709 条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるとはいえないものの、同条の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法 81 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。

むしろ、上記のように解することが同号の趣旨に沿うものというべきである。すなわち、法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし（法 1 条 1 項）、

宗教団体に法人格を付与し得ることとしているところ（法４条）、法８１条１項１号が宗教法人の解散命令の事由として「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。」と規定している趣旨は、同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにすることにあると解される（最高裁平成８年（ク）第８号同年１月３０日第一小法廷決定・民集５０巻１号１９９頁参照）。そうであるところ、民法７０９条の不法行為を構成する行為は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるから、当該行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するものであってこれに関係した宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得ることである。したがって、同条の不法行為を構成する行為が法８１条１項１号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することは、同号の上記趣旨に沿うものというべきである。

また、解散命令は、宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないものであるところ（前掲平成８年第一小法廷決定参照）、ある行為が同号所定の行為に当たるといえるためには、その行為が単に法令に違反するだけでなく、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為でなければならないことなどに照らせば、上記のように解したとしても、同号の規定が、宗教法人の解散命令の事由を定めるものとして、不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない。

以上によれば、民法７０９条の不法行為を構成する行為は、法８１条１項１号にいう「法令に違反」する行為に当たると解するのが相当である。

５ これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

第2 その余の抗告理由について

所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。なお、所論は、宗教法人の代表役員その他の幹部が法81条1項1号所定の行為をした場合でない限り、当該宗教法人について同号に該当する事由があるとはいえないというが、同項柱書きや同号の文言上、そのような限定はなく、他に所論のように解すべき根拠は見当たらない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 中村 慎 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官
堺 徹 裁判官 宮川美津子)

(出典) 裁判所HPより。本文中の枠囲みは文化庁宗務課。

令和4年(受)第2281号 損害賠償請求事件

令和6年7月11日 第一小法廷判決

主 文

1 原判決中、次の部分を破棄する。

(1) 上告人の被上告人世界平和統一家庭連合に対する請求中、別紙1の「献金」欄記載の各献金に関する部分のうち、同各献金に対応する「不服の対象」欄記載の各金員及びこれに対する遅延損害金の支払請求に関する部分

(2) 上告人の被上告人Y₁に対する請求中、別紙2の「献金」欄記載の各献金に関する部分のうち、同各献金に対応する「不服の対象」欄記載の各金員及びこれに対する遅延損害金の支払請求に関する部分

2 前項の破棄部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人山口広、同木村壮の上告受理申立て理由について

1 本件は、宗教法人である被上告人世界平和統一家庭連合（以下「被上告人家庭連合」という。）の信者であった亡Aが被上告人家庭連合に献金をしたことについて、上告人（亡Aは原審係属中に死亡し、同人の長女である上告人が亡Aの訴訟上の地位を承継した。）が、被上告人らに対し、上記献金は被上告人Y₁を含む被上告人家庭連合の信者らの違法な勧誘によりされたものであるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1)ア 亡Aは、昭和4年生まれ的女性であり、昭和28年に亡Bと婚姻し、その後3女をもうけた。亡Aには、昭和22年に妹が11歳で早世する、昭和34年に亡Bの母が自殺する、平成10年に二女が離婚する、亡Bが重病にかかり、平成17年8月以降、入退院を繰り返すなどの不幸な出来事があった。

イ 亡Aは、被上告人家庭連合の信者であった三女の紹介により、平成16年以降、松本信徒会（長野県松本市所在の被上告人家庭連合の松本教会に通う信者らによって構成される組織）が運営する施設に通い始め、遅くとも平成17年以降、松本教会等において、被上告人家庭連合の教理を学ぶようになった。その教理の中には、病気、事故、離婚等の様々な問題の多くは怨恨を持つ霊によって引き起こされており、そのような霊の影響から脱して幸せに暮らすためには献金をして地獄にいる先祖を解怨することなどが必要であるというものがあった。

ウ 亡Aは、平成16年、被上告人家庭連合の信者の勧めにより妹の供養祭を行い、平成21年から平成27年までの間、少なくとも13回にわたり、韓国で行われた被上告人家庭連合の修練会において、先祖を解怨する儀式等に参加した。

(2) 亡Aは、被上告人家庭連合に対し、平成17年から平成21年までの間、十数回にわたり合計1億0058万円を献金した。これに加えて、亡Aは、平成20年から平成22年までの間、自己の所有する土地を3回にわたり合計約7268万円で売却し、その売得金のうち合計480万円を被上告人家庭連合に献金した。上記の各献金（以下「本件献金」という。）は、被上告人家庭連合の信者らによる献金の勧誘（以下「本件勧誘行為」という。）を受けて行われたものであった。

そして、その余の売得金は松本信徒会に預託され、平成27年までの間に、その中から、合計約2066万円が同信徒会を通じて被上告人家庭連合に献金され、合計約3046万円が亡Aに生活費等として交付された。

(3)ア 亡Aは、平成21年に亡Bが死亡した後、単身で生活していたところ、平成27年8月、上告人に対し、被上告人家庭連合に献金をしていた事実を話した。その後、亡Aは、被上告人家庭連合の信者に対し、上告人に上記事実を話した旨を

伝えた。

イ 被上告人家庭連合の信者であったCは、平成27年11月頃、それまでにCが被上告人家庭連合にした献金につき、将来、Cの娘婿が被上告人家庭連合に返金を求めることを懸念し、松本信徒会の婦人部の部長であった被上告人Y₁に相談したところ、公証人役場において上記返金の請求を阻止するための書類を作成する方法があることを伝えられた。亡Aは、Cから上記書類を作成する話を聞き、自身も同様の書類を作成することとした。

ウ 亡Aは、平成27年11月、Cと共に、被上告人家庭連合の信者の運転する自動車で公証人役場へ行き、公証人の面前において、被上告人家庭連合の信者がその文案を作成した「念書」と題する書面に署名押印し、当該書面（以下「本件念書」という。）に公証人の認証を受けた。本件念書には、亡Aがそれまでにした献金につき、被上告人家庭連合に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求等を、裁判上及び裁判外において、一切行わないことを約束する旨の記載があった。

その後、亡Aは、松本教会に行き、被上告人家庭連合に対して本件念書を提出し、これにより、亡Aと被上告人家庭連合との間に本件念書による合意（以下「本件不起訴合意」という。）が成立した。その際、被上告人家庭連合の信者により、亡Aが被上告人Y₁からの質問に答えて上記献金につき返金手続をする意思はないことを肯定する様子がビデオ撮影された。

(4)ア 亡Aは、平成28年5月、アルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断された。

イ 亡Aは、平成29年3月、本件訴えを提起し、令和3年7月、死亡した。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断して、上告人の被上告人家庭連合に対する損害賠償請求（ただし、亡Aの承継人として請求する部分に限る。）に係る訴えを却下し、被上告人Y₁に対する請求を棄却すべきものとした。

(1) 本件念書の内容や作成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反し無効であるとはいえない。よって、本件不起訴合意に反して提起された被上告人家庭連合に対する上記訴えは、権利保護の利益を欠き、不適法である。

(2) 被上告人家庭連合の信者らが、亡Aに対し、本件勧誘行為において献金をしないことによる具体的な害悪を告知したとは認められず、仮に本件勧誘行為の一部において害悪を告知したことがあったとしても、亡Aが自由な意思決定を阻害されたとまでは認められない。また、本件献金が多額かつ頻回であることのみから、直ちに亡Aがその資産や生活の状況に照らして過大な献金を行ったとも認められない。したがって、本件勧誘行為が社会通念上相当な範囲を逸脱するものとして違法であるとはいえない。

4 しかしながら、原審の上記判断はいずれも是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件不起訴合意の有効性について

ア 特定の権利又は法律関係について裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意（以下「不起訴合意」という。）は、その効力を一律に否定すべきものではないが、裁判を受ける権利（憲法32条）を制約するものであることからすると、その有効性については慎重に判断すべきである。そして、不起訴合意は、それが公序良俗に反する場合には無効となるところ、この場合に当たるかどうかは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである。

イ これを本件についてみると、亡Aは、本件不起訴合意を締結した当時、86歳という高齢の単身者であり、その約半年後にはアルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断されたものである。そして、亡Aは、被上告人家庭連合の教理を学び始めてから上記の締結までの約10年間、その教理に従い、1億円を超える多額の献金を行い、多数回にわたり渡韓して先祖を解怨する儀式等に参加するなど、

被上告人家庭連合の心理的な影響の下にあった。そうすると、亡Aは、被上告人家庭連合からの提案の利害得失を踏まえてその当否を冷静に判断することが困難な状態にあったというべきである。また、被上告人家庭連合の信者らは、亡Aが上告人に献金の事実を明かしたことを知った後に、本件念書の文案を作成し、公証人役場におけるその認証の手續にも同行し、その後、亡Aの意思を確認する様子をビデオ撮影するなどしており、本件不起訴合意は、終始、被上告人家庭連合の信者らの主導の下に締結されたものである。さらに、本件不起訴合意の内容は、亡Aがした1億円を超える多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというものであり、本件勧誘行為による損害の回復の手段を封ずる結果を招くものであって、上記献金の額に照らせば、亡Aが被る不利益の程度は大きい。

以上によれば、本件不起訴合意は、亡Aがこれを締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、亡Aに対して一方的に大きな不利益を与えるものであったと認められる。したがって、本件不起訴合意は、公序良俗に反し、無効である。

(2) 本件勧誘行為の違法性について

ア 宗教団体又はその信者（以下「宗教団体等」という。）が当該宗教団体に献金をするように他者を勧誘すること（以下「献金勧誘行為」という。）は、宗教活動の一環として許容されており、直ちに違法と評価されるものではない。もっとも、献金は、献金をする者（以下「寄附者」という。）による無償の財産移転行為であり、寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得るという性質のものであることや、寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や程度は様々であることからすると、その勧誘の態様や献金の額等の事情によっては、寄附者の自由な意思決定が阻害された状態でされる可能性があるとともに、寄附者に不当な不利益を与える結果になる可能性があることも否定することができない。そうすると、宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して

寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。

以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。

イ 本件においては、亡Aは、本件献金当時、80歳前後という高齢であり、種々の身内の不幸を抱えていたことからすると、加齢による判断能力の低下が生じていたり、心情的に不安定になりやすかったりした可能性があることを否定できない。また、亡Aは、平成17年以降、1億円を超える多額の本件献金を行い、平成20年以降は、自己の所有する土地を売却してまで献金を行っており、残りの売得金を松本信徒会に預け、同信徒会を通じてさらに献金を行うとともに、同信徒会から生活費の交付を受けていたのであるが、このような献金の態様は異例のものと評し得るだけでなく、その献金の額は一般的にいえば亡Aの将来にわたる生活の維持に無視し難い影響を及ぼす程度のものであった。そして、亡Aの本件献金その他の献金をめぐる一連の行為やこれに関わる本件不起訴合意は、いずれも被上告人家庭

連合の信者らによる勧誘や関与を受けて行われたものであった。

ウ これらを考慮すると、本件勧誘行為については、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するかどうかにつき、前記アのような多角的な観点から慎重な判断を要するだけの事情があるというべきである。しかるに、原審は、被上告人家庭連合の信者らが本件勧誘行為において具体的な害悪を告知したとは認められず、その一部において害悪の告知があったとしても亡Aの自由な意思決定が阻害されたとは認められない、亡Aがその資産や生活の状況に照らして過大な献金を行ったとは認められないとして、考慮すべき事情の一部を個別に取り上げて検討することのみをもって本件勧誘行為が不法行為法上違法であるとはいえないと判断しており、前記アに挙げた各事情の有無やその程度を踏まえつつ、これらを総合的に考慮した上で本件勧誘行為が勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するといえるかについて検討するという判断枠組みを採っていない。そうすると、原審の判断には、献金勧誘行為の違法性に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の判断枠組みに基づく審理を尽くさなかった違法があるというべきである。

5 以上によれば、原審の前記3の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。上記の趣旨をいう論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決中、不服申立ての範囲である本判決主文第1項記載の部分は破棄を免れない。そして、被上告人らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 堺 徹 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 宮川美津子)

別紙 1

献金	不服の対象 (円)
原判決別紙 1 のエの項のもの	2 3, 0 0 0, 0 0 0
原判決別紙 1 のオの項のもの	1 1, 4 9 0, 0 0 0
原判決別紙 1 のサの項のもの	7, 5 2 0, 0 0 0
原判決別紙 1 のシの項のもの	3, 0 0 0, 0 0 0
原判決別紙 1 のチの項のもの	7 9 0, 0 0 0
原判決別紙 1 のツの項のもの	1 3, 0 0 0, 0 0 0
原判決別紙 1 のトの項のもの	6, 0 0 0, 0 0 0
原判決別紙 1 のナの項のもの	1, 0 0 0, 0 0 0

合計 6 5, 8 0 0, 0 0 0

別紙 2

献金	不服の対象 (円)
原判決別紙 2 のエの項のもの	1 5, 3 3 3, 3 3 3
原判決別紙 2 のオの項のもの	7, 6 6 0, 0 0 0
原判決別紙 2 のサの項のもの	5, 0 1 3, 3 3 3
原判決別紙 2 のシの項のもの	2, 0 0 0, 0 0 0
原判決別紙 2 のチの項のもの	5 2 6, 6 6 7
原判決別紙 2 のツの項のもの	8, 6 6 6, 6 6 7
原判決別紙 2 のトの項のもの	4, 0 0 0, 0 0 0
原判決別紙 2 のナの項のもの	6 6 6, 6 6 7

合計 4 3, 8 6 6, 6 6 7